

該当頁	修正後	修正前	備考
4	<p>（契約の保証） 第4条 受注者は、<u>本</u>契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>（1）</u> 契約保証金の納付 <u>（2）</u> 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 <u>（3）</u> <u>本</u>契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証 <u>（4）</u> 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 <u>（5）</u> 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p>3 <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第6項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金の額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第69条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>6 請負代金の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>7 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。</p>	<p>（契約の保証） 第4条 受注者は、<u>本</u>契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>（1）</u> 契約保証金の納付 <u>（2）</u> 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 <u>（3）</u> <u>本</u>契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証 <u>（4）</u> 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 <u>（5）</u> 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p>3 <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金の額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第69条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>6 請負代金の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>7 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。</p>	